

第267回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和5年1月24日(火)
13時30分～15時00分

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) しらすうなぎの特別採捕許可について（協議）
- 2) 内水面漁業免許方針案について（協議）
- 3) その他

令和5年漁期しらすうなぎの特別採捕許可について

(申請状況)

申請件数：15 件（許可名義人 15 名、採捕従事者 61 名）*別紙参照

(前年漁期からの変更点について)

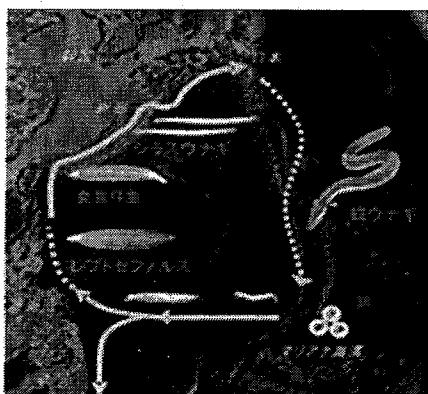
許可番号	許可名義人	変更内容	備考
13号	野崎 浩司	採捕従事者1名変更	
15号	多田 将人	採捕従事者1名変更	
21号	大川 健市	採捕従事者1名変更	
27号	石川 和明	採捕従事者1名変更	
39号	石田 隆幸	採捕従事者1名変更	

しらすうなぎ特別採捕許可の概要

【うなぎ養殖について】

うなぎは、沿岸から黒潮に乗って東へ移動したのち、西マリアナ海域まで南下して産卵する。ふ化仔魚は、変態しながら、北赤道海流さらに黒潮に乗って、しらすうなぎとして日本の沿岸域に来遊する。

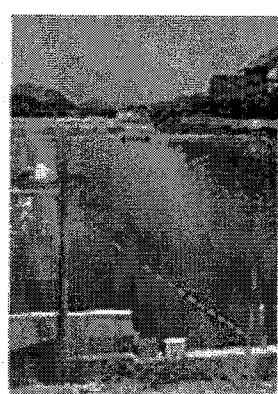
(国研)水産研究・教育機構等の研究機関で種苗生産に関する技術開発が進められているが、現在のところ、人工的にしらすうなぎを量産する技術は確立されておらず、来遊して遡上する天然しらすうなぎを夜間に河口域などで採捕して、うなぎ養殖の種苗としている。



天然ウナギの回遊環



しらすうなぎの採捕
【特別採捕許可】



養殖池

【養鰻許可（農林水産大臣）】

【本県のしらすうなぎ特別採捕許可について】

本県のしらすうなぎ特別採捕許可は、香川県漁業調整規則第43条第1項に基づいて、同規則第39条第1項を適用除外（禁止の解除）とする許可をしている。

また一部の許可については、同規則第33条第1項または同規則第36条第2項を適用除外（禁止の解除）とする許可をしている。

【しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について】

改正漁業法により、令和5年12月1日より13cm以下のウナギ稚魚が特定水産動植物に指定されるため、令和6年漁期よりうなぎ稚魚漁業を新設する。

○香川県漁業調整規則（抄）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 瀬張網

(6) ~ (10) (略)

（漁具漁法の制限及び禁止）

第36条 (略)

2 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 火光を利用してする漁法（中型まき網漁業及び小型まき網漁業のうちいわし巾着網漁業、敷網漁業、点火いさり漁業並びにうなぎ稚魚漁業を除く。）

(2) ~ (5) (略)

3 (略)

（体長等の制限）

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りではない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 (略)	(略)	(略)
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
3～1 2 (略)	(略)	(略)

（試験研究等の適用除外）

第43条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規程は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2～8 (略)

R5.1.24 資料2-1
内水面漁場管理委員会

内水面漁業免許方針（案） 新旧対照表

内水面漁業免許方針（案）		内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）	備考
第1 趣旨	この方針は、現在免許している内水面における共同漁業権及び区画漁業権の存続期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、共同漁業にあつては令和6年4月1日から令和11年3月31日までの、それぞれの期間における内水面漁場計画の作成及び変更、並びに漁業の免許に必要な事項を定めるものである。なお、区画漁業のうち、内水面における第一種区画漁業の団体漁業権については、この方針に定めるもののほか、令和4年8月に策定した漁業免許方針（海面）によるものとする。	この方針は、現在免許している内水面における区画漁業権の存続期間が平成31年3月31日で満了することに伴い、区画漁業について、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間における漁場計画の樹立及び漁業の免許に必要な事項を定めるものである。 なお、共同漁業権についての取扱いについては、次回の一齊切替えまでの間、平成25年8月27日に策定した内水面漁業免許方針によるものとする。	本方針は、第五種共同漁業及び第二種区画漁業について定めるものである。
第2 基本的な考え方	平成26年4月1日以降に免許した区画漁業権は、平成25年度に策定した「内水面漁業免許基本方針」に基づき、漁場計画の樹立と漁業の免許を行ってきた。 その後、自然環境や社会・経済環境など本県内水面漁業とそれを取り巻く環境が大きく変化していることから、今回の免許更新に際しては、これらの状況を十分に考慮したうえで、将来見通しを十分に立てて、内水面の総合的かつ効果的な利用を図り、もって内水面漁業生産の維持・増大に努めるものとする。 なお、知事が漁場計画を樹立するにあたつては、次の事項を考慮するものとする。	平成26年4月1日以降に免許した共同漁業権及び平成31年4月1日以降に免許した区画漁業権は、平成25年度及び平成29年度に策定（令和3年9月1日一部改正）した「内水面漁業免許基本方針」に基づき、漁場計画の樹立と漁業の免許を行ってきた。 その間、自然環境や社会・経済環境など本県の内水面漁業とそれを取り巻く環境は大きく変化している。また、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第96号）が令和2年12月1日に施行され、改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の漁場利用を確保しながら、生産性の向上や漁場の有効活用が図られるよう規定された。 今回の免許切替えに際しては、これらの状況を十分に考慮したうえで、将来見通しを十分に立てて、内水面の総合的かつ効果的な利用を図り、もって内水面漁業生産の維持・増大に努めるものとする。 なお、知事が内水面漁場計画を作成するにあたつては、次の事項を考慮するものとする。	本方針は、第五種共同漁業及び第二種区画漁業について定めるものである。
1 漁業権の存続期間	漁業権の存続期間は、共同漁業権については令和6年4月1日から令和16年3月31日まで、区画漁業権については令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、漁業調整のため必要な範囲内で、上記期間より短い期間を定めることがある。	免許期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、漁業調整のため特に必要と認められる場合には、上記期間より短い期間を定めることがある。	1 免許期間
2 内水面漁場計画	知事はその管轄に属する内水面について5年ごとに内水面漁場計画を定める。 内水面漁場計画は、それぞれの漁業権が内水面の総合的な利用を推進するとともに、いよいよ漁業権を免許するという漁業法第11条の2の趣旨により、免許の内容等の	(1) 現在行使中の漁業権については、漁業権の存続期間満了による空白期間が生じた場合に、内水面漁場計画を定める。 内水面漁場計画は、内水面の総合的な利用を推進するとともに、いよいよ漁業権を免許するという漁業法第11条の2の趣旨により、免許の内容等の	2 漁場計画

<p>内水面漁業免許方針 (案)</p> <p>漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が設定されることは要件となる。</p> <p>(1) 活用漁業権</p> <p>内水面漁場計画の作成の時において、適切かつ有効に活用されている漁業権。漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断は、改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（海面利用制度等に関するガイドライン（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）別紙1のチェックシートで行う。</p> <p>(2) 類似漁業権</p> <p>活用漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権。おおむね等しいかどうかは、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況等を勘査して、現に免許を受けている漁業権者が従前と同様の漁業を當み得るかを実質的に判断する。</p> <p>(3) 新規の漁業権</p> <p>・活用漁業権ではないと判断された漁業権については、取り扱いについて検討し、漁業権の必要な見直しを行った上で、新規の漁業権として内水面漁場計画に設定する。なお、改善が見込まれないもの、過去5年間ににおいて全く行使をしていないと認められるものについては、内水面漁場計画に設定しない。 ・現に漁業権が存しない場合の設定については、本方針第3の1及び2又は第4の1及び2の内容を踏まえ、実施可能性を判断する。</p> <p>(4) その他留意点</p> <p>・暴力団員による不正当な行為の防止等に基づく防疫対策の徹底と、内水面漁場管理委員会指示の遵守等により、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に一層努めるものとする。 ・暴力団員による不正当な行為の防止等に基づく防疫対策の徹底と、内水面漁場管理委員会指示の遵守等により、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に一層努めるものとする。</p>	<p>内水面漁業免許方針 (平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)</p> <p>備考</p> <p>(2) 既存の漁業権のうち、過去5年間ににおいて全く行使をしていないと認められるものについては、正当な理由がない限り漁場計画を樹立しない。</p> <p>(3) 切替え時（平成31年4月現在）に1漁業時期以上養殖業が営めない場合は、正當な理由がない限り漁場計画を樹立しない。</p> <p>(4) コイについては、持続的養殖生産確保法に基づく防疫対策の徹底と、内水面漁場管理制度等による漁場計画には樹立しない。</p> <p>(5) 暴力団員による不正当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者からの要望による漁場計画には樹立しない。</p> <p>3 関係機関との協議及び水利関係者の同意</p> <p>公有水面を漁業に利用する場合には、漁業法による規制のほか河川法、海岸法等他の法令等によっても規制を受けることになるので、河川法による河川管理者、海岸法による海岸管理者と協議するとともに、水利権者の同意を得ることが必要である。</p> <p>また、漁場区域の全部又は一部が、公有水面理立法による埋立免許のなされている水域内にあるときは、埋立免許権者の同意を得なければならない。</p>
---	--

内水面漁業免許方針（案）	内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）	備考
埋立免許のなされている水域内にあるときは、埋立免許権者の同意を得なければならぬ。		
4 利害関係人の意見聴取	県が内水面漁場計画の素を作成するときは、水面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整する必要があることから、県ホームページで約1か月間公表する。意見聴取の結果の公表にあたっては、提出された意見及びそれに対する県の回答又は考え方を併記する。	
5 漁場区域の表示	漁業権は、法第77条の規定により物権とみなされており、漁場の区域は明確でなければならないため、漁場の位置は、湖沼・ため池にあつては〇〇市〇〇町（大字〇〇番地）のように具体的に表示するものとする。	4 漁場区域の表示 漁業権は、漁業法第23条の規定により物権とみなされるので、漁場の区域は明確でなければならないため、漁場の位置は、湖沼・ため池にあつては〇〇市〇〇町（大字〇〇番地）のように具体的に表示するものとする。
6 免許にあたっての条件	従来、それぞれの漁業権ごとに条件を付けて免許しているが、今回の一斉切替えにあたっても原則として現行の範囲内で条件を付ける。	5 免許にあたっての制限又は条件 従来、それぞれの漁業権ごとに制限又は条件を附して免許しているが、今回の免許更新にあたっても原則として現行と同一の制限又は条件を附す。
7 漁業権の取消し	次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められる場合には、漁業権を取り消す。 (1) 免許を受けた後に漁業権者が法第72条第1項又は第2項に規定する適格性を有する者でなくなつたとき（法第92条第1項）。 (2) 第五種共同漁業において、免許を受けた者が増殖を怠つている場合は、知事は法第169条第1項の規定に基づき、増殖計画を定め、当該計画従つて増殖すべきことをその者に命じじ得ることが、この命令に従わないとき（法第169条第2項）。 また、次の(3)から(5)のいずれかに該当すると認められる場合には、漁業権を取り消すことがある。 (3) 漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転に係る認可の日から一年間又は引き続き二年間休業したとき（法第89条第1項）。 (4) 漁業に関する法令の規定に違反したとき（法第92条第2項第1号）。 (5) 法第91条第2項の規定による勧告に従わないとき（法第92条第2項第2号）。	
第3 区画漁業	1 免許の対象 内水面における第二種区画漁業の免許の対象は、次の事項に該当するものとする。 (1) 漁場面積(満水面積)は5,000m ² (約5反)以上であること。	第3 区画漁業 1 免許の対象 内水面第2種区画漁業の免許の対象は、次の事項に該当するものとする。 (1) 漁場面積(満水面積)は5,000m ² (約5反)以上であること。

		備考
内水面漁業免許方針（案）	内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）	
<p>ただし、5,000 m²未満であっても、他の漁場と隣接するものであつてこれと連携すれば当該漁場が効率よく利用されると認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 太陽光発電施設が設置されていないこと。</p> <p>ただし、魚の取り上げ等養殖に支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 当該漁場の利用について、水利関係者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 養殖計画（対象種、種苗の入手方法、放養数量、生産量、販売計画等）の内容が具体的かつ適当と認められること。</p> <p>(5) 河川区域を含むため池については、河川法に基づく河川管理者との間で調整が図られたものであること。</p> <p>(6) 漁業権者が養殖業を営むものであること。</p>	<p>ただし、5,000 m²未満であっても、他の漁場と隣接するものであつてこれと連携すれば当該漁場が効率よく利用されると認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 太陽光発電施設が設置されていないこと。</p> <p>ただし、魚の取り上げ等養殖に支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 当該漁場の利用について、水利関係者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 養殖計画（対象魚種、種苗の入手方法、放養尾数、給餌内容、生産量、販売計画等）の内容が具体的かつ適当と認められること。</p> <p>(5) 漁業権者が養殖業を営むものであること。</p>	
2 内水面漁場計画への設定要望	2 漁場計画	
内水面漁場計画設定要望書は、当該漁場の所在する市町を経由して要望者の居住する市町長が副申することとし、申請の内容が適当であると認められるものについてのみ内水面漁場計画に設定する。	<p>なお、内水面漁場計画設定要望にあたつては次の書類を提出するものとする。</p> <p>① 内水面漁場計画設定要望書（別記様式第1号の1） ② 養殖計画書（別記様式第2号） ③ 水利権者の同意書（別記様式第3号） ④ 渔場図（市町の公園） ⑤ 渔場の所在する市町長の意見書 ⑥ 渔場位置図（漁場の所在する市町が管内図に記入したもの） ⑦ 要望者の居住する市町長副申書 ⑧ 誓約書（別記様式第8号） ⑨ その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>⑨ その他知事が必要と認められるものと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(例：太陽光発電施設が設置されていないこと。</p> <p>ただし、魚の取り上げ等養殖に支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 当該漁場の利用について、水利関係者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 養殖計画（対象魚種、種苗の入手方法、放養尾数、給餌内容、生産量、販売計画等）の内容が具体的かつ適当と認められること。</p> <p>(5) 漁業権者が養殖業を営むものであること。</p>
3 免許	3 免許	
免許申請にあたつては、内水面漁場計画の公示後、免許申請期間内に次の書類を提出するものとする。	<p>免許申請書は、免許申請期間内に提出することとし、本方針第3の2に基づいて漁場計画が樹立されているものであつて、漁業等の調整等が図られているものについて免許するものとする。</p> <p>(1) 漁業免許申請書（別記様式第5号の1） (2) 養殖計画書（設定要望の際に提出した内容に変更がある場合のみ（別記様式第2号）） (3) 住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類</p>	<p>③ その他知事が必要と認められるものと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(例：太陽光発電施設が設置されていないこと。</p> <p>ただし、魚の取り上げ等養殖に支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 当該漁場の利用について、水利関係者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 養殖計画（対象魚種、種苗の入手方法、放養尾数、給餌内容、生産量、販売計画等）の内容が具体的かつ適当と認められること。</p> <p>(5) 漁業権者が養殖業を営むものであること。</p>

	内水面漁業免許方針 (案)	内水面漁業免許方針 (平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正) 備考
(共有の場合は全員分)		
④ 代表者選定届(共有の場合のみ(別記様式第6号)) ⑤ 持分明細書(共有の場合のみ(別記様式第7号)) ⑥ 水利権者の同意 _{設定期望書の要望者以外が免許申請する場合のみ} ⑦ 許約書 _{(設定期望書の要望者以外が免許申請する場合のみ(別記様式第4号))} ⑧ その他知事が必要と認めるもの	③ 住民票 ④ 代表者選定届(共有の場合のみ(別記様式第5号)) ⑤ 持分明細書(共有の場合のみ(別記様式第6号)) ⑥ 理事の資格を証する書面(漁協が申請者の場合のみ(漁協の登記現在事項全部証明書)) ⑦ 水利権者の同意 _(樹立要望書の要望者以外が免許申請する場合のみ) ⑧ 誓約書 _{(樹立要望時に提出していない場合にのみ(別記様式第8号))}	明書、理 事の資格 を証する 書面(漁 協が申請 者の場 合))
4 免許についての適格性	5 漁業を當む者の資格	5 漁業を當む者の資格
免許についての適格性を有する者は、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない者とする(法第72条第1項)。	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者については、漁業法第14条第1項第1号の漁村の民主化を阻害する者と考えられることから、漁業を當む者の資格を有しないものとする。	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者については、漁業法第14条第1項第1号の漁村の民主化を阻害する者と考えられることから、漁業を當む者の資格を有しないものとする。
(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者であること。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。	(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者であること。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。	(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者であること。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
(3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうち、(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるものであること。 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。		
5 養殖実績の報告	4 養魚計画及び実績の報告	養殖計画 書の提出 は、漁場計 画設定要 求時のみ とする。こ れにより、 免許の條 件も変更 する。
漁業権者は、法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条に規定される資源管理の状況等の報告について、毎年4月末日までに、別記様式第8号により報告するものとする。	漁業権者は、毎年4月末日までに、別記様式第2号による養魚計画書及び別記様式第7号による前年度養魚実績を報告するものとする。	

	内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）	備考
6 免許の取消し	次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、免許を取り消すことがある。 (1) 本方針第3の1に規定する免許の対象となる要件のいずれかを欠くこととなつたとき。 (2) 本方針第3の4に規定する養魚実績の報告がなかったとき、又は虚偽の報告がなされたとき。 (3) 休業しているのにもかかわらず休業届けの提出がないとき及び休業届が提出されているものの事業再開の見込みがないとき。	第2の7に 移動
6 繁殖の実態調査	必要がある場合には、次の要領により養殖実態を調査する。 (1) 漁業権者に対して、予め調査の実施を通知し、養殖魚の取り上げ日時等の連絡を求める。 (2) 調査実施の通知を受けた漁業権者は、養殖魚の取り上げ日を、その日の2週間前までに県水産課に連絡するものとする。	7 養魚の実態調査 必要がある場合には、次の要領により養魚実態を調査する。 (1) 漁業権者に対して、予め調査の実施を通知し、養殖魚の取り上げ日時等の連絡を求める。 (2) 調査実施の通知を受けた漁業権者は、養殖魚の取り上げ日を、その日の2週間前までに県水産課に連絡するものとする。
7 休業の届出	漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出ること（法第87条、様式第9号）。	一漁業時 期以上と は、内水面 第二種区 画漁業の 場合、1年 以上を想 定してい る。
	第4 共同漁業 1 免許の対象	第4 共同漁業 1 免許の対象 第五種共同漁業の免許の対象は、次の事項に該当するものとする。 (1) 当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、免許を受けた者が増殖を行うこと。 (2) 河川法に基づく河川管理者との間で調整が図られたものであること。 (3) 増殖計画書が県の示す計画増殖指針の基準をみたすものであること。

	内水面漁場計画への設定要望	内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）	備考
2 内水面漁場計画への設定要望	<p>内水面漁場計画設定要望書は、申請者の事務所の所在する市町長が副申することとし、申請の内容が適当であると認められるものについてのみ内水面漁場計画に設定する。</p> <p>なお、内水面漁場計画設定要望にあたっては次の書類を提出するものとする。</p> <p>① 内水面漁場計画設定要望書（別記様式第1号の2） ② 総会議事録抄本 ③ 増殖計画書（別記様式第10号） ④ 漁場位置図及び区域図 ⑤ 漁場の所在する市町長の意見書 ⑥ その他指示するもの</p>	<p>2 漁場計画</p> <p>漁場計画樹立申請書は、申請者の事務所の所在する市町長が副申することとし、申請の内容が適当であると認められるものについてのみ漁場計画を樹立する。</p> <p>なお、漁場計画樹立申請書にあつては次の書類を提出するものとする。</p> <p>①漁場計画樹立申請書（別記様式第1号の2） ②総会議事録抄本 ③増殖計画書（別記様式第8号） ④漁場位置図及び区域図 ⑤漁場の所在する市町長の意見 ⑥その他指示するもの</p>	
3 免許	<p>免許申請にあたっては、内水面漁場計画の公示後、免許申請期間内に次の書類を提出するものとする。</p> <p>① 漁業免許申請書（別記様式第5号の2） ② 登記事項証明書 ③ 理事の資格を証する書面 ④ 代表者選定届（共有の場合のみ（別記様式第6号）） ⑤ 持分明細書（共有の場合のみ（別記様式第7号）） ⑥ 増殖計画書（設定要望の際に提出した内容に変更がある場合にのみ（別記様式第10号）） ⑦ 総会議事録抄本 ⑧ 法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書面</p>	<p>3 免許</p> <p>免許申請書は、申請書の居住する市町を経由して提出することとし、本方針第4の2に基づいて漁場計画が樹立されているものであつて、漁業等の調整が図られているものについて免許するものとする。</p> <p>なお、免許申請にあたっては次の書類を提出するものとする。</p> <p>①漁業免許申請書（別記様式第4号の2） ②理事の資格を証する書面（漁業協同組合の登記簿抄本） ③代表者選定届（共有の場合のみ（別記様式第5号）） ④持分明細書（共有の場合のみ（別記様式第6号）） ⑤増殖計画書（樹立申請の際に提出した内容に変更がある場合にのみ（別記様式第8号））</p>	
4 漁業権行使規則及び遊漁規則	免許を受けようとする者は、免許申請書の提出と同時に漁業権行使規則認可申請書及び遊漁規則認可申請書を提出し、知事の認可を受けるものとする。	4 漁業権行使規則及び遊漁規則	免許を受けようとする者は、免許申請書の提出と同時に漁業権行使規則認可申請書及び遊漁規則認可申請書を提出し、知事の認可を受けるものとする。
5 増殖計画及び増殖実績の報告	漁業権者は、毎年1月末日までに、別記様式第10号によりその年の増殖計画書を、別記様式第11号により前年の増殖実績書を報告するものとする。	5 増殖計画及び増殖実績の報告	漁業権者は、毎年1月末日までに、別記様式第8号によりその年の増殖計画を、別記様式第9号により前年の増殖実績を報告するものとする。

内水面漁業免許方針（案）		備考
<u>6 増殖</u>	増殖計画書における増殖とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増殖させる行為に加え、産卵床等の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、 <u>養殖</u> のような高度の人為的管理手段は必要としない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まない。	
	なお、人工産卵床の造成をもって種苗放流として置き換える場合は、水産庁・（独）水産総合研究センター中央水産研究所発行の「溪流魚、アユ、コイ・フナ、コイ・ワグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を準用する。	
	各魚種における増殖方法については、以下の点に留意することとする。	
	(1) あゆ 放流する種苗については、継代数の低い種苗や近隣河川のアユを新魚とした種苗を運ぶ等、「アユの遺伝的多様性保存からみた放流指針（水産庁、平成 16 年）」を参考とする。	
	(2) こい コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、種苗の放流については、水産試験場等の公的試験研究機関の安全の確認を得たうえで行うこと。	
	(3) うなぎ しらすうなぎ資源が低位で推移していることから、資源回復が見込まれるまでの当面の間は、漁具、漁法、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等を積極的に取り入れること。	
	6 免許の取消し 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、免許を取り消すことがある。 ①免許を受けた者が増殖を怠つてゐるとき。 ②当該漁場が、増殖に適さなくなつたとき。 ③5 の増殖計画の提出がないとき。	第2の7に 移動
	附 則 1 改正後の方針は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。 2 改正前の方針に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。	削除

内水面漁業免許方針(案)		内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)		備考
様式第1号の1		様式第1号		(市町経由)
内水面漁場計画設定要望書		漁場計画樹立要望書		
香川県知事 殿	香川県知事 殿	申請者 住 所	申請者 住 所	年 月 日 年 月 日
申請者 住 所	申請者 住 所	氏 名	氏 名	年 月 日 年 月 日
電話番号	電話番号	—()—	—()—	年 月 日 年 月 日
<p>下記のかんがい用ため池において魚類養殖を行いたいので、内水面漁場計画に設定してくださるよう、関係書類を添えて要望します。</p> <p>下記のかんがい用ため池において魚類養殖を行いたいので、内水面漁場計画に設定してくださるよう、関係書類を添えて要望します。</p>				
記				
現免許番号 内区第	内区第	号 号	号 号	現免許番号 内区第
ため池の所在地住所 市 郡 町	ため池の所在地住所 市 郡 町	番地	池	ため池の所在地住所 市 郡 町
ため池の名称及び満水面積	ため池の名称及び満水面積	番地	池	ため池の名称及び満水面積
養殖期間 每年4月1日から翌年3月31日まで	養殖期間 每年4月1日から翌年3月31日まで	平方メートル	池	養殖期間 每年4月1日から翌年3月31日まで
免許期間 平成 年 月 日 から令和6年3月31日まで	免許期間 平成 年 月 日 から令和6年3月31日まで	平方メートル	池	免許期間 平成 年 月 日 から令和6年3月31日まで
関係書類	関係書類	関係書類	関係書類	関係書類
1 養魚計画書	1 養魚計画書	2 漁場図及び漁場位置図	2 漁場図及び漁場位置図	1 養魚計画書
2 漁場図及び漁場位置図	2 漁場図及び漁場位置図	3 水利関係者の同意書	3 水利関係者の同意書	2 漁場図及び漁場位置図
3 水利関係者の同意書	3 水利関係者の同意書	4 市町長の意見書	4 市町長の意見書	3 水利関係者の同意書
4 市町長の意見書	4 市町長の意見書	5 署約書	5 署約書	4 市町長の意見書
5 署約書	5 署約書			5 署約書

様式第1号の2	内水面漁業免許方針（案）		内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）		備考
	(市町経由)		(市町経由印)		
	様式第1号の2		様式第1号の2		
	内水面漁場計画設定要望書		漁場計画樹立要望書		
	年	月	年	月	年
	香川県知事 殿	申請者 住所 所 氏名 電話番号	申請者 住所 所 氏名 電話番号	申請者 住所 所 氏名 電話番号	香川県知事 殿
		—()—		—()—	
	下記の河川の区域に係る第五種共同漁業の内容を、内水面漁場計画に設定してくださ るよう、関係書類を添えて要望します。		下記の河川の区域に係る第五種共同漁業の内容を、内水面漁場計画に設定してくださ るよう、関係書類を添えて要望します。		
	記		記		
	現免許番号	内共第	現免許番号	内共第	
	河川の名称	川	河川の名称	川	
	漁業の名称		漁業の名称		
	関係地区		関係地区		
	免許期間	平成 年 月 日から令和6年3月31日まで	免許期間	平成 年 月 日から令和6年3月31日まで	
	関係書類		関係書類		
	1 増殖計画書	1 増殖計画書	1 増殖計画書	1 增殖計画書	
	2 区域図及び漁場位置図	2 漁場位置図及び区域図	2 漁場位置図及び区域図	2 漁場位置図及び区域図	
	3 総会議事録抄本	3 総会議事録抄本	3 総会議事録抄本	3 総会議事録抄本	
	4 漁場の所在する市町長の意見書	4 漁場の所在する市町長の意見書	4 漁場の所在する市町長の意見書	4 漁場の所在する市町長の意見書	

内水面漁業免許方針(案)			
養殖計画書			
香川県知事 氏名	年 月 日	香川県知事 氏名	年 月 日

漁場計画設定にあたって 年度における養殖の実施について、次のとおり計画します。			
現免許番号	内区第 号	現免許番号	内区第 号
ため池の所在地 名称及び満水面 積	所在地 市 郡 町 池 面積 m^2	ため池の所在地 名称及び満水面 積	所在地 市 郡 町 池 面積 m^2
種苗購入先 住所 名称	購入先 住所 名称	種苗放養 数量	購入先 住所 名称
種苗放養 数量	購入先 住所 名称	種苗放養 数量	購入先 住所 名称
漁獲・取揚 げ数量	購入先 住所 名称	漁獲・取揚 げ数量	購入先 住所 名称
期 間	種苗放養日 漁獲・取揚げ日	期 間	種苗放養日 漁獲・取揚げ日
備 考	配合飼料 さなぎ	配合飼料 さなぎ	配合飼料 さなぎ
飼 料	購入先 住所 名称	購入先 住所 名称	購入先 住所 名称
購入先及び 数量	配合飼料 さなぎ おから その他() 合計	配合飼料 さなぎ おから その他() 合計	配合飼料 さなぎ おから その他() 合計
備 考	販売先 住所 名称	販売先 住所 名称	販売先 住所 名称
出荷販売先 及び数量	ふな こい その他()	ふな こい その他()	ふな こい その他()

内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)			
備考			
内水面漁業免許方針(案)	年 月 日	内水面漁業免許方針(案)	年 月 日
様式第2号			
香川県知事 氏名	年 月 日	香川県知事 氏名	年 月 日
養魚計画書			
香川県知事 氏名	年 月 日	香川県知事 氏名	年 月 日
平成 年度における養殖の実施については、次のとおり計画しています。			
現免許番号	内区第 号	現免許番号	内区第 号
ため池の所在地 名称及び満水面 積	所在地 市 郡 町 池 面積 m^2	ため池の所在地 名称及び満水面 積	所在地 市 郡 町 池 面積 m^2
種苗購入先 住所 名称	購入先 住所 名称	種苗放養 数量	購入先 住所 名称
種苗放養 数量	購入先 住所 名称	種苗放養 数量	購入先 住所 名称
漁獲・取揚 げ数量	購入先 住所 名称	漁獲・取揚 げ数量	購入先 住所 名称
期 間	種苗放養日 漁獲・取揚げ日	期 間	種苗放養日 漁獲・取揚げ日
備 考	配合飼料 さなぎ	配合飼料 さなぎ	配合飼料 さなぎ
飼 料	購入先 住所 名称	購入先 住所 名称	購入先 住所 名称
購入先及び 数量	配合飼料 さなぎ おから その他() 合計	配合飼料 さなぎ おから その他() 合計	配合飼料 さなぎ おから その他() 合計
備 考	販売先 住所 名称	販売先 住所 名称	販売先 住所 名称
出荷販売先 及び数量	ふな こい その他()	ふな こい その他()	ふな こい その他()

備考		
内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）		
株式第3号	同意書	
下記ため池に第二種区画漁業権を設定することについては、異議ありません。		
記 様式第3号		
ため池の所在地	市 郡 町 町番地	ため池の所在地 市 郡 町 町番地
ため池の名称	池	ため池の名称 池
年 月 日	年 月 日	年 月 日
土地改良区理事長 池水利組合総代	殿	土地改良区理事長 池水利組合総代
上記の者は	池水利組合総代であることを証明します。	上記の者は 池水利組合総代であることを証明します。
土地改良区理事長 池水利組合総代		土地改良区理事長 池水利組合総代
(備考) 水利組合総代については、関係土地改良区理事長が総代である旨の証明をすることがあります。		

内水面漁業免許方針（案）		内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）		備考
様式第4号		様式第10号		
年 月 日		年 月 日		
香川県知事 殿		香川県知事 殿		
誓 約 書		誓 約 書		
申請者 香川県知事	住所 殿	申請者 香川県知事	住所 殿	
氏名 （記入用）	氏名 （記入用）	氏名 （共有者がいる場合に記入してください。）	氏名 （共有者がいる場合に記入してください。）	
漁場計画樹立要望にあたって、下記のことを誓約します。				
内水面漁場計画の設定要望にあたって、下記のいづれにも該当しないことを誓約します。				
記				
<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）であること。</p> <p>2 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうち暴力団員等に該当する者があるものであること。</p> <p>3 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p>				
<p>（備考） 免許申請時にあつては、「漁場計画樹立要望にあたつて」を「第2種区画漁業免許申請にあたつて」に改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有者がいる場合は、「申請者」を「共有者」に変えて共有者全員分を提出すること。 ・免許申請時ににおいては、「内水面漁場計画設定要望にあたつて」を「第二種区画漁業免許申請にあたつて」に改める。 				

<p><u>様式第5号の1</u></p> <p>内水面漁業免許方針（案）</p>	<p>内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）</p> <p>備考</p>	
<p>香川県知事 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>年 月 日</p> <p>第二種区画漁業免許申請書</p>	<p>香川県知事 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>年 月 日</p> <p>第 <u> </u>号によつて公示された内区第 <u> </u>号()池に 係る第2種区画漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて要望します。</p>	<p>年 月 日 第 <u> </u>号によつて公示された内区第 <u> </u>号()池に 係る漁業免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>関係書類</p> <p>1 住民票 2 養魚計画書（樹立要望時から変更のない場合は不要） 3 代表者選定届及び特分明細書（共有の場合のみ） 4 理事の資格を証する書面（漁業協同組合が申請者の場合のみ登記現在事項全部証明書） 5 水利関係者の同意（<u>設定要望書の要望者以外が免許申請する場合のみ</u>） 6 許約書（樹立要望書の要望者以外が免許申請する場合のみ）</p> <p>漁協が申請者の場合、登記事項証明書、理事の資格を証する書面を添付する。</p>

内水面漁業免許方針(案)		内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)	
備考			
様式第5号の2		様式第4号の2	
<p>県収入証紙 3,800円</p>		<p>県収入証紙 3,800円</p>	
第五種共同漁業免許申請書		第5種共同漁業免許申請書	
年 月 日	香川県知事 殿	年 月 日	香川県知事 殿
申請者 住 所 氏 名		申請者 住 所 氏 名	
年 月 日 第 号にによって公示された内共第 号()	年 月 日 第 号にによって公示された内共第 号()		
川に係る漁業免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		川に係る第5種共同漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
関係書類		関係書類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 増殖計画書(設定要望時から変更のない場合は不要) 2 総会議事録抄本 3 代表者選定届及び持分明細書(共有の場合のみ) 4 漁業協同組合の登記事項証明書 5 理事の資格を証する書面 6 漁業法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書面 		<ol style="list-style-type: none"> 1 増殖計画書(樹立申請時から変更のない場合は不要) 2 総会議事録抄本 3 代表者選定届及び持分明細書(共有の場合のみ) 4 理事の資格を証する書面(漁業協同組合の登記簿抄本) 	

内水面漁業免許方針(案)		内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)		備考
様式第6号	代表者選定届	様式第5号	代表者選定届	
香川県知事 殿	年 月 日	香川県知事 殿	年 月 日	
住所 市 郡 町 番地				
氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	
住所 市 郡 町 番地				
氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	
次のとおり、内区第 号第二種区画漁業権の免許に係る共同申請の代表者を選定したので届け出ます。	号第二種区画漁業権の免許に係る共同申請の代表者を選定したので届け出ます。	次のとおり、内区第 号第2種区画漁業権の免許に係る共同申請の代表者を選定したので届け出ます。	号第2種区画漁業権の免許に係る共同申請の代表者を選定したので届け出ます。	
代表者 住所 市 郡 町 番地				
氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)	
(備考) 共同漁業にあつては、「内区第 号第二種区画漁業権」を「内共第 号第五種共同漁業権」に改める。	(備考) 共同漁業にあつては、「内区第 号第二種区画漁業権」を「内共第 号第5種共同漁業権」に改める。	(備考) 共同漁業にあつては、「内区第 号第2種区画漁業権」を「内共第 号第5種共同漁業権」に改める。	(備考) 共同漁業にあつては、「内区第 号第2種区画漁業権」を「内共第 号第5種共同漁業権」に改める。	

<p>様式第7号</p>	<p>内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）</p> <p>備考</p>	
<p>持分明細書</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>持分明細書</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>持分明細書</p>		
<p>市 郡 町 番地 代表者 住所 氏名（法人にあつては名称及び代表者職氏名）</p>		
<p>下記のとおり、内区第 号第二種区画漁業権の持分を定めたので届け出ます。</p> <p>下記のとおり、内区第 号第2種区画漁業権の持分を定めたので届け出ます。</p> <p>（備考） 共同漁業にあつては、「内区第 号第二種区画漁業権」を「内共第 号第五種共同漁業権」に改める。</p> <p>（備考） 共同漁業にあつては、「内区第 号第2種区画漁業権」を「内共第 号第5種共同漁業権」に改める。</p>		

内水面漁業免許方針(案)		内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)			備考			
様式第8号	香川県知事 殿	年 月 日	香川県知事 殿	年 月 日				
養殖実績報告書			養魚実績報告書					
住所 氏名(法人にあつては名称及び代表者職氏名)			住所 氏名(法人にあつては名称及び代表者職氏名)					
下記の池について、次のとおり 年度の養殖実績を報告します。								
記								
○免許番号	内区第 号	○池の所在地、名称等	○池の所在地、名称等	○免許番号	内区第 号			
○漁場の活用状況等	市・郡 町	市・郡 町	○收入	取上げの有無	取上時期			
取上げの有無	池	池	販売先住所、名称等	販売先住所、名称等	年 月			
販売先住所、名称等	①住所	②住所	①住所	②住所	年 月			
名称	名称	名称	名称	名称	取上げなし			
魚種	1尾当たりの大きさ	販売量 (kg)	販売単価 (円/kg)	販売金額 (千円)	1尾当たりの大きさ	販売量 (kg)	販売単価 (円/kg)	販売金額 (千円)
ふな	cm・kg				ふな	cm・kg		
こい	cm・kg				こい	cm・kg		
もろこ	cm・kg				もろこ	cm・kg		
えび	cm・kg				えび	cm・kg		
						cm・kg		
計					計			
取り上げ方法						使用漁具		
						従事する人数		
						その他(取り上げ委託先等)		
備考欄(養殖状況等について記載してください。)						例) 取上げ作業を行わなかった場合の理由等		

内水面漁業免許方針（案）

○支出						備考
内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）						
種苗費	魚種	1尾当たり の大きさ (尾・kg)	数量 (尾・kg)	金額 (円)	購入先	
ふな	こい				住所	
もろこ					名称等	
	計					
餌料費	餌料の 種類	投餌量 (kg)		金額(円)	購入先	
配合餌料	さなぎ				住所	
					名称等	
	計					
人件費						
管理費						
資材費						
その他						
合計						
備考欄（養殖状況等について記載してください。）						
例) 取上げ作業を行わなかった場合の理由等						

株式第9号	内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)	備考
内水面漁業免許方針(平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正)		
年 月 日		
香川県知事 殿	住所	
	氏名	
下記により休業したいので、届け出ます。		
記		
1 漁業種類	第二種区画漁業	
2 免許番号	内区第	号
3 免許年月日	年 月 日	
4 休業期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 休業の理由		

内水面漁業免許方針 (案)		内水面漁業免許方針 (平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改訂)		備考
様式第10号		様式第8号		
香川県知事 殿	増殖計画書	香川県知事 殿	増殖計画書	年月日 年月日
漁業協同組合 代表理事組合長		漁業協同組合 代表理事組合長		
年度における増殖の実施については、次のとおり計画しています。		年度における増殖の実施については、次のとおり計画しています。		
河川の名称 () 川		河川の名称 () 川		
魚種別放流量及び採捕量	魚種名			
	放流量			
	採捕量			
種苗の確保		種苗の確保		
漁場の管理		漁場の管理		
採捕の制限 (区域、期間、漁具等)		採捕の制限 (区域、期間、漁具等)		
漁業者	漁具又は漁法別利用人数			
	漁具又は漁法別利用人数			
	遊漁者			
料金	1日			
	1年			
	備考			

内水面漁業免許方針（案）		内水面漁業免許方針（平成25年8月27日及び平成29年12月1日制定、令和3年9月1日改正）		備考	
様式第11号	年 月 日	様式第9号	年 月 日	年 月 日	
増殖実績報告書		増殖実績報告書			
香川県知事 殿		香川県知事 殿			
漁業協同組合 代表理事組合長		漁業協同組合 代表理事組合長			
年度における増殖実績を、次のとおり報告します。					
河川の名称（ ）川					
魚種別放流量及び採捕量					
放流量		魚種名		魚種別放流量及び採捕量	
採捕量					
種苗の確保					
漁場の管理					
採捕の制限（区域、期間、漁具等）					
漁業者		漁具又は漁法別利用人数		漁具又は漁法別利用人数	
遊漁者		漁具又は漁法別利用人数及び遊漁料料金		漁具又は漁法別利用人数及び遊漁料料金	
1日		1年		1日	
1年				1年	
備考					

河川の名称（ ）川

漁業者		漁具又は漁法別利用人数		漁具又は漁法別利用人数	
遊漁者		漁具又は漁法別利用人数及び遊漁料料金		漁具又は漁法別利用人数及び遊漁料料金	
1日		1年		1日	
1年					

令和6年度内水面漁業権一斉切替えスケジュール

区分	項目	日程(予定)	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業権一斉切替えについて	6月20日	令和4年
行使実績調査	養魚実績(R3年度)の取りまとめ	~8月	
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針(案)の作成	9月~12月上旬	
内水面漁業免許方針等	淡水漁協等へのヒアリング	12月~1月上旬	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業免許方針(案)の協議	1月下旬	
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針の策定	2月上旬	
市町担当者説明	内水面漁業免許方針等に関する説明	2月~3月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画設定要望書の受付	3月~5月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画に関するヒアリング及び現地調査	4月~5月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画(素案)の協議	5月下旬	
関係機関調整	県土地改良課、河川砂防課	6月	令和5年
利害関係人の意見聴取	意見聴取・検討結果の報告(県HP)	6月~9月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画原案の作成	6月~9月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画(案)の協議(変更箇所)	7月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画の委員会諮詢	9月	
公聴会・内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について意見聴取・答申	11月	令和6年
内水面漁場計画	内水面漁場計画の公示(県HP)	11月中旬	
免許申請	免許申請書の提出	1月	
内水面漁場管理委員会	被免許者の諮詢・答申	3月	
免許	免許日(免許公示)	4月1日	

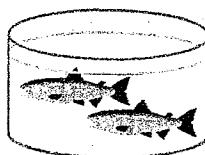
令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になります！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。

Q. 届出制の対象となる陸上養殖業は？

A. 次のような陸上養殖業が対象になります。



食用の水産物を、

- 海水や、淡水に塩分を加えた水等を使用して養殖しているもの。
- 閉鎖循環式で養殖しているもの。
- 餌や糞等を取り除かずに排水しているもの。

※餌や糞等の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれます。

対象外となるもの

- ・種苗生産
- ・マス、アユ、コイ等の淡水掛け流し式養殖 等は対象外です。

ご不明な点等ございましたら、お問合せください。

Q. 何を提出しなければならない？

A. 「届出書」と「実績報告書」の提出が必要です。

様式はホームページに掲載するほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用した申請も可能になります。



届出書

- ①現に営んでいる方は、令和5年4月1日（土）から同年6月30日（金）までの間に、
- ②新たに営もうとする方は、養殖を開始する日の1か月前までに、「届出養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。

実績報告書

4月1日から翌年3月31日までの実績について、4月30日までに、届出をしている養殖場ごとに「実績報告書」を2部作成し、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金が科せられることがあります。

問合先：水産庁増殖推進部栽培養殖課養殖企画班

電話：03-3502-0895 FAX：03-6744-2386

ホームページ：https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku_kaimen.html



参考

内水面漁業の振興に関する法律施行令

(届出養殖業の指定)

第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
 - 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの



	掛け流し式 (物質の除去あり)	掛け流し式 (物質の除去なし)	循環式
河川等の淡水 湧水	対象外	○ (□)	○ (イ)
上下水道の水	対象外	○ (□)	○ (イ)
海水	○ (イ)	○ (イ、□)	○ (イ)

※ 着色箇所が届出制の対象。

※ 物質の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれる。